

家畜衛生レポート

豚熱のワクチン接種と発生防止対策について

佐藤 裕夫

本県で豚熱のワクチン接種が始まりましたので、概要を説明します。

1. 豚熱の発生状況

平成 30 年 9 月 9 日、国内では 26 年ぶりに、岐阜県の養豚農場で豚熱の発生が確認されて以降、これまでに 15 県 72 事例 114 農場で発生し、約 25 万頭の豚やいのししが殺処分されています（令和 3 年 10 月 6 日現在）。また、平成 30 年 9 月 13 日以降、野生いのししでの感染が相次いで確認され、25 都府県に感染が拡大しています。

2. 本県におけるワクチン接種の実施

令和元年 10 月に豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が改正され、衛生管理の徹底のみによっては、飼養豚への感染防止が困難と認められる場合には、家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項に基づく豚熱ワクチンの接種が認められることとなり、令和 3 年 10 月 5 日現在、本県を含む 36 都府県がワクチン接種推奨地域に設定され、ワクチン接種を実施しています。

本県は、令和 3 年 6 月 11 日に宮城県で初めてとなる野生いのししでの感染例の確認を受け、6 月 15 日に国が本県をワクチン接種推奨地域に設定したことから、7 月 5 日から豚熱のワクチン接種を開始したところです。

本県では、宮城県に接する県南家畜保健衛生所管内から接種を開始し、順次、中央家畜保健衛生所管内、県北家畜保健衛生所管内での接種を進め、10 月 5 日に初回接種を終了しました。接種実績は 135 戸約 40 万頭であり、延べ約 500 人の獣医師が従事しました。うち、民間獣医師は延べ約 180 人でした。岩手県獣医師会会員をはじめ、御協力いただいた獣医師の皆様に感謝申し上げます。



ワクチン接種の様子

接種を進める中、ワクチン接種前の農場において、ワクチン接種推奨地域に設定されていない道県にワクチン未接種豚を移動する際に、移出先の道県が求める検査を実施する必要性が生じ、県ではそれらを支援してきました。

3. 今後の対応

初回接種後に生まれた子豚や長期間飼養される繁殖豚に対してワクチン接種を実施します。ワクチン接種

豚について、特定家畜伝染病防疫指針に基づく抗体検査を実施し、免疫の付与状況を確認します。

他県ではワクチン接種農場で豚熱の感染が確認される事例が継続しています。感染はワクチン接種前の子豚のほか、接種後の豚でもみられており、ワクチン接種のみに頼った発生防止対策は危険です。宮城県や山形県において、野生いのししの豚熱感染が拡大しており、本県への侵入リスクは非常に高まっています。

ワクチン接種の効果を過信せず、引き続き、養豚農場において、野生動物侵入防止柵の破損の有無の確認と破損時の速やかな修繕の実施や、飼料庫等の関係施設への防鳥ネットの設置、衛生管理区域への立ち入り時の衣類・履物の交換と手指消毒の徹底など、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する必要があります。

4. 法施行規則、防疫指針及び飼養衛生管理指導等指針の一部改正

令和3年10月1日、家畜伝染病予防法施行規則、

特定家畜伝染病防疫指針、飼養衛生管理指導等指針が一部改正され、本県においても岩手県飼養衛生管理指導等計画の変更を行っています。

今回の改正により、飼養衛生管理基準が見直され、家畜の所有者は、飼養衛生管理指導等計画を踏まえて飼養衛生管理を行うことが追記されたほか、大規模農場においては、家畜伝染病発生時の対応計画の策定のほか、飼養衛生管理者を畜舎ごとに配置することや、同一の飼養衛生管理者が担当する上限頭羽数が設けられました。また、埋却等に備えた措置等、家畜の所有者や飼養衛生管理者に求められる家畜衛生上の責務が大きくなりました。

岩手県獣医師会の会員の皆様におかれましては、引き続き豚熱を含む家畜伝染病の発生防止について御協力を賜りますとともに、今般の家畜衛生を取り巻く状況、改正法令等を御理解いただき、家畜の飼養者に対する御指導を実施いただきますようお願いいたします。

文 献 抄 録

Grading Cutaneous Mast Cell Tumors in Cats

Sabattini S, Bettini G

(Pathology Unit, Department of Veterinary
Medical Sciences, Alma Mater Studiorum
University of Bologna, Bologna, Italy)
Vet Pathol, 56, 43-49 (2019)

皮膚肥満細胞腫は猫の皮膚腫瘍の約20%を占める。猫の本腫瘍のグレード評価法は報告がなく予後判定は困難であった。一般的に猫の皮膚肥満細胞腫は外科的切除により治癒可能な良性腫瘍である。しかし、少数ではあるが無視できない割合で生物学的性状が悪性で、皮膚への播種が起こる前に局所リンパ節での増殖や内臓への転移がみられることがある。本研究では薬物療法の有無にかかわらず、猫の皮膚肥満細胞腫の過去の外科切除例を収集し肉眼的あるいは組織学的な特徴を評価した。症例は臨床転

帰に基づいて2グループに分けられた。グループ1は外科手術から1000日目に肥満細胞腫に関連した疾患を持たず生存していた症例で、グループ2は転移や皮膚への播種が組織学的に確認された症例とした。グループ1は48例(76%)、グループ2は15例(24%)であった。グレード評価方法が有用になるように、グループ間で最も差が生じた評価基準を選択した。腫瘍は有糸分裂像が強拡大10視野に5個以上で、かつ、腫瘍の大きさが径1.5 cm以上、異型核の存在、明瞭な核小体やクロマチン顆粒、これら3項目の少なくとも2つが当てはまれば高グレードとした。この評価方法を適用した結果、48例の低グレード皮膚肥満細胞腫と比較して、15例(24%)の高グレード皮膚肥満細胞腫は有意に生存期間が短かった。このグレード分類を有用なものにするには多数の症例を用いたさらなる研究が必要である。

(岩手大学獣医病理学研究室)